

事 務 連 絡
令和6年8月26日

各高齢者施設・事業所 管理者 様
(政令市を除く報告の対象施設に限る)

兵庫県福祉部高齢政策課長

台風10号上陸時における災害時情報共有システムによる
被災状況報告について(事前連絡)

平素より、本県の高齢者福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、現在北上中の台風10号は、今後の進路予想によりますと、本県を横断し、県下全域で何らかの影響が発生することが心配されます。

災害発生時における被災状況等の把握については、社会福祉施設等の被災状況等を把握する「災害時情報共有システム」が運用されており、これまでも被災状況報告訓練時や大雨等の災害発生時には、当該システムによるご報告をお願いしているところです。

今回の台風10号についても同様に、間もなく本県より報告を依頼する見込みであるため、本通知により事前にご連絡させていただくとともに、県内施設・事業所の管理者様におかれましては、当該システムによる報告の流れについて改めてご確認いただき、被害の有無にかかわらず必ずご報告いただきますようお願いいたします。

※システムを利用できない施設・事業所については、別途様式にてご報告願います(様式は正式依頼時に送付します。)

【報告の対象施設】

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 老人短期入所施設 | (7) 介護老人保健施設 |
| (2) 養護老人ホーム | (8) 介護医療院 |
| (3) 特別養護老人ホーム | (9) 小規模多機能型居宅介護事業所 |
| (4) 軽費老人ホーム | (10) 看護小規模多機能型居宅介護看護事業所 |
| (5) 認知症高齢者グループホーム | (11) 有料老人ホーム |
| (6) 生活支援ハウス | (12) サービス付高齢者向け住宅 |

(添付資料)

- ・R51020(通知) 災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について
※対象施設種別(別紙) p.9~10
- ・1__災害時情報共有システムQ&A(介護施設用)
- ・2__参考)「災害時情報共有システム」概要と利用方法

<担当>
高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)
e-mail: koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp